

広島県告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

平成二十年二月二十一日

広島県知事 藤田雄山

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
広島市安佐北区安佐町大字久地字北尾谷山五二八〇の一 広島市安佐北区安佐町大字久地字松尾平山五三四〇、五三四二、字魚谷山五三七九、五三八三、五三八四、字親東山五四六〇	中森一義 引田春男
広島市安佐北区安佐町大字久地字嶽迫谷山五五二七、五五三〇	重田宮子、佐々木政子、今中シズコ、重田アヤノ
広島市安佐北区安佐町大字久地字嶽迫谷山五五二八	重田宮子、佐々木政子、今中シズコ、重田アヤノ、朽木直市、竹本新平
広島市安佐北区安佐町大字久地字嶽迫谷山五五二九	重田宮子、佐々木政子、今中シズコ、重田アヤノ、朽木直市、竹本新平
広島市安佐北区安佐町大字久地字嶽迫谷山五五三一	重田宮子、佐々木政子、今中シズコ、重田アヤノ、山本和助、木下清五良、山本周平、中道伊太良、谷川直次良
広島市安佐北区安佐町大字久地字嶽迫谷山五五三二	重田宮子、佐々木政子、今中シズコ、重田アヤノ、屋野丸喜代助、竹内要藏、福田惣吉、佐々岡辰五郎
広島市安佐北区安佐町大字久地字嶽迫谷山五五三四	重田宮子、佐々木政子、今中シズコ、重田アヤノ、山口周助、山口弥市、佐々森キヨ、山根タミ
広島市安佐北区可部町大字桐原字神立二〇八〇、二〇八一 広島市安佐北区可部町大字桐原字神立二〇八四 広島市安佐北区可部町大字桐原字神立二〇八七の一、二二一〇	藤岡佐助、坂本瀬助、善福寺久四郎、住田善助、林周堤追イセコ 升田松之助 右工門、原佐七 宮本静夫

2 指定の目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場	所	所 有 者 の 氏 名
広島市安佐北区可部町大字桐原字吉見谷八九九、九〇〇 の三	古村慶子 藤本正則 横山政人、山田山次郎、長	宮本静夫 宇高良己、宇高真由美
広島市安佐南区沼田町大字阿戸字穿ノ谷九〇〇の八	澤才吉、森上帖松	
広島市安佐南区沼田町大字阿戸字穿ノ谷九六九		

- 2 指定の目的
3 土砂の流出の防備
変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について